

平成21年10月23日

甲州市長 田 辺 篤 様

甲州市行政改革推進委員会
会長 中 村 猛

甲州市行政改革大綱・実施計画の平成20年度進行状況について（答申）

甲州市行政改革推進委員会では、平成21年8月27日の諮問を受け、「甲州市行政改革大綱・平成20年度実施計画」の進行状況について審議した結果を次のとおり答申します。

記

平成18年11月にスタートした第一次甲州市行政改革の取り組みは、3年が経過したところですが、その実施計画に関する平成20年度末時点での達成及び部分達成率は89.4%となっており、効果額は22億8,539万円で、目標額と比較し144.8%となり、計画以上の実績効果を出しています。

特に公債費負担適正化計画に基づく起債の抑制や繰り上げ償還・低金利への借り換えによる公債費の負担軽減、職員数の削減、特別職の報酬及び管理職手当の一部カットなどの取り組みを評価いたします。

一方、当初の計画より遅れていた項目について、平成20年度に検討着手されたものの、実質的な進捗が見られない項目もありました。また、市民協働の推進は、予定した成果まで至っていない状況が見られ、全体的に経費の削減が目立った取り組みとなっていると思われまます。

このような中、真の行政改革の成果を得るためには、市民と行政とが互いにパートナーとしての認識を深め、協働による行政運営の確立を目指していかなければなりません。市役所職員が市民と協働し、組織目標の達成に向かって能力を最大限に発揮できるように、職員が働きがいや使命感を持って職務を遂行できることが重要ですので、その点に意を用いて改革を推進してください。

今後、景気の先行きの不透明感や国政の政権交代に伴う変革等の影響により、引き続き厳しい市政運営は続くものと予測されることから、更なる行政改革の推進は避けて通れない状況となっています。これらの状況を踏まえ、特に、次頁に掲げる8項目については、速やかな対応を求めます。

なお、昨年度の答申内容についても念頭におき、行財政運営の適正化に向けて引き

続き行政改革を実行してください。

1. 市民協働の環境づくり

甲州市のあらゆる行政計画の目標に「市民協働」が掲げられています。「市民協働」の取り組みは、地域の活性化と行政改革の推進を両立させるものであり、市民の自主的な行動のもとに、市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことが重要です。

甲州市としての協働のあり方や仕組みを早急に検討し、各地域で活動する市民、市民団体、事業者等を巻き込んで、市民が主体となってまちづくりに参画できる環境づくりを推進してください。

2. 経営的視点に立った行政運営の確立

市民や受益者の視点に立った市民サービスの向上は、本市の行政改革大綱の基本理念として掲げられています。事務事業を実施するに当たり、計画策定（P）事業実施（D）成果の点検・評価（C）改善見直し（A）といった行政評価サイクルによる業務の評価と見直しが必要です。

本市においても行政評価制度や業務改善運動などが導入され、一定の成果が現れ始めていると思いますが、「明確な目的、目標の設定」と「何を・いつまでに・どのように実施するか・その進行状況と成果」等について市民に情報提供する中で、行政経営の視点による改革に取り組んでください。

3. 定員管理及び給与の適正化の推進と行政組織全体の活性化

職員数の適正化や特別職及び管理職手当の削減、時間外勤務の抑制等による歳出削減についてはその成果が現れています。一方では、職員削減や人件費の抑制を主とした取り組みは、財政健全化の大きな要因となるものの、例えば職員の士気を減退させるなど、結果として行政運営全体が沈滞化しないか心配されます。今後も、ムダ、ムリ、ムラの再検証をしながら、本市の定員適正化計画や人材育成基本方針等に沿って、市民の理解と協力が得られ、行政全体が活性化するシステムづくりを進めてください。

4. 市民意見の反映と各課間の連携強化

市民の意見に対しては、内容の如何に関わらず真摯に耳を傾ける姿勢を職員一人ひとりが大切にしてください。また、縦割りの組織形態ではなく、各課・総合局間の連携協力を充実し、業務の円滑化とチームワークの向上を図ってください。

5. 指定管理者制度の有効活用

本市においても、公の施設の運営に指定管理者制度を活用していますが、市には公の施設の設置目的を効果的に達成する責務があります。指定管理者が利用者や市

民の立場にたち安定的、継続的にその施設の管理・運営ができるようモニタリングを充実するなど、施設運営のパートナーとしての確な支援・指導・監督を行ってください。

6. 市民に対する情報の提供

行政改革の推進と市民参画の向上を図る上で、市民への積極的な行政情報の提供は極めて有効な方策ですので、各種審議会等の状況や行政サービスの情報を市民に分かりやすく提供してください。

情報提供に当たっては、多様な情報通信手段を活用して公表するとともに、市民との対話が情報交換の基本であることの基本に立ち返り、日々の対話を大切にすなかで、更なる市民との意見交換の場の設定等により、市民の意思の把握と市民への説明に積極的に取り組んでください。

7. 地域の知恵と創意工夫を活かす

地域の活性化策や情報の収集、提供等については、法令等に定めのある場合を除き、全国一律の基準を参考としながらも、市民等の意見や知恵を反映させながら、質やサービス内容を検討し、地域の実情に合わせた基準を策定するなど、地域の創意工夫を活かした特色あるものとしてください。

8. 柔軟性や機動性に富む組織・機構の見直し

新庁舎の整備により市役所の組織・機構及び勝沼地域総合局、大和地域総合局で取り扱う業務の見直しも必要となります。見直しに当たっては、住民サービスのあり方に十分配慮しながら、限られた人的資源を活用し、最小の経費で最大の効果を上げていくことを念頭に、柔軟性や機動性に富んだ改革に取り組んでください。

また、両総合局等や既存の施設等においては、空部屋も発生すると思われませんが、市民共有の財産として、多くの市民に有効活用してもらおうための方策と、他方では未利用財産の処分を検討してください。